

【計算例 ケース 2】

個人市・県民税額の計算例(B さん 55 歳(給与収入)の場合)

家族構成:妻(48 歳):合計所得金額 0 円、子(20 歳、14 歳)

給与収入:12,950,000 円

支払った社会保険料:700,000 円

支払った生命保険料(新契約・一般):100,000 円

支払った生命保険料(新契約・介護):100,000 円

支払った地震保険料:10,000 円

給与所得計算

$$12,950,000 \text{ 円} - 1,950,000 \text{ 円} = 11,000,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

(注意)給与収入額によって計算方法が異なります。

所得金額調整控除額の計算 子ども・特別障がい者である扶養親族を有する者等

$$(\text{給与収入額(限度額 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

$$(1,000 \text{ 万円} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 15 \text{ 万円} \text{ 【最大 15 万円】} \cdots \textcircled{2}$$

※給与収入金額が 850 万円を超えて以下のいずれかに該当する方は、上記の計算式で算出した額を給与所得から控除します。

〈適用対象者〉

- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ・本人が特別障がい者である者
- ・特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

所得金額調整控除後の給与所得計算

$$\textcircled{1} 11,000,000 \text{ 円} - \textcircled{2} 150,000 \text{ 円} = 10,850,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$$

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除:700,000 円

生命保険料控除:56,000 円(内訳:新契約・一般…28,000 円、新契約・介護…28,000 円)

地震保険料控除:5,000 円

扶養控除:450,000 円(20 歳・特定扶養親族)(14 歳は年少扶養親族のため控除額なし)

基礎控除:430,000 円

所得控除計:1,641,000 円… $\textcircled{4}$

税額控除前所得割額の計算

$$\text{課税所得金額:} \textcircled{3} 10,850,000 \text{ 円} - \textcircled{4} 1,641,000 \text{ 円} = 9,209,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{5}$$

税率:市民税…6%、県民税…4%

$$\text{市民税税額控除前所得割:} \textcircled{5} 9,209,000 \text{ 円} \times 6\% = 552,540 \text{ 円} \cdots \textcircled{6}$$

$$\text{県民税税額控除前所得割:} \textcircled{5} 9,209,000 \text{ 円} \times 4\% = 368,360 \text{ 円} \cdots \textcircled{7}$$

調整控除の計算

⑤の金額が 200 万円を超える場合

1. 人的控除の差の合計

所得税控除 - 住民税控除 = 差額

基礎控除: 5 万円 (一律)

扶養控除: 63 万円 - 45 万円 = 18 万円

5 万円 + 18 万円 = 23 万円

2. 合計課税所得金額(⑤の金額) 9,209,000 円

3. 人的控除の差の合計 - (課税所得金額 - 200 万円) × 5% (市民税3%、県民税2%)

23 万円 - (⑤9,209,000 円 - 200 万円) = -6,979,000 円

計算した額が 5 万円を下回る場合は 5 万円となるので ⇒ 市民税調整控除額: 5 万円 × 3% = 1,500 円 … ⑧

県民税調整控除額: 5 万円 × 2% = 1,000 円 … ⑨

所得割額の計算

市民税所得割額: ⑥552,540 円 - ⑧1,500 円 = 551,000 円 (100 円未満切り捨て) … ⑩

県民税所得割額: ⑦368,360 円 - ⑨1,000 円 = 367,300 円 (100 円未満切り捨て) … ⑪

所得割額合計 ⑩551,000 + ⑪367,300 = 918,300 円 … ⑫

【年税額】所得割額税額・均等割額税額・森林環境税額(国税)の計算

市民税額: 3,000 円 (均等割) … ⑬ 県民税額: 1,500 円 (均等割) … ⑭

⑫918,300 円 (所得割額) + ⑬⑭4,500 円 (均等割額) + 1,000 円 (森林環境税額(国税)) = 923,800 円

年税額 923,800 円